

# 令和6（2024）年度実施

## 川崎市立学校 育児休業代替任期付教員採用候補者選考 受験案内

川崎市教育委員会

受付期間 令和6(2024)年12月26日(木) ～

令和7(2025)年1月26日(日) 受信有効

選考実施日 小論文 令和7(2025)年2月8日(土)

面接 令和7(2025)年2月8日(土)、2月11日(火・祝)

のうち指定する1日

選考会場 川崎市役所第3庁舎

この選考は、令和7（2025）年度採用となる、川崎市立学校の育児休業代替任期付教員の採用候補者を選考するために実施するものです。

なお、この選考により採用された者は、令和7年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の特別選考の対象者になります。

育児休業代替任期付教員については次のとおりです。

種別 (選考区分)	根拠法	任用期間等
育児休業代替任期付教員	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号等	育児休業代替任期付教員は、育児休業を取得する教員（以下本務者）の代替で勤務する教員で正規職員と同様の職務に従事します。 本務者の育児休業の取得状況に応じて、育児休業代替任期付教員又は臨時的任用教員として令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、引き続いた3年間の任用を行います。

## 1 募集対象・募集人員等

選考区分	校種・教科	募集人員
育児休業代替任期付教員選考	小学校	220名程度
	中学校/高等学校 国語・社会・数学・理科・ 音楽・美術・保健体育・ 技術・家庭・英語	
	特別支援学校	

(注)

- ・「小学校」及び「中学校／高等学校」の合格者は、原則としてそれぞれの校種（「中学校／高等学校」は高等学校の配属を含む。）に配置されます。その際、特別支援学級等を担当する場合もあります。
- ・「中学校／高等学校」の社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・家庭・英語の合格者は、小学校に配属され専科指導※を担当する場合もあります。
- ・高等学校の教諭は、「中学校／高等学校」として募集します。
- ・「特別支援学校」の合格者は、原則として特別支援学校に配置されますが、小学校又は中学校に配置され特別支援学級等を担当する場合もあります。

### ※専科指導担当教員とは…

小学校における専科担当教員は、小学校に配置され、所有する中学校又は高等学校の免許状等に相当する教科の指導を専門に行う教員です。該当する小学校の教科は、社会・算数・理科・音楽・図画工作・家庭・体育・外国語（「外国語活動」の場合あり）で、小学校の高学年を主に担当し、学校の規模や担当授業コマ数に応じて、中学年を担当する場合もあります。

所有免許状や経験を生かして、専門性をもって授業にあたるほか、義務教育9年間を見通した子どもたちの系統的な学びに寄与する大切な役割です。

なお、専科指導の性質上、学級担任は担当しませんが、他の教員同様の校務分掌を担当します。

## 2 受験資格

次の（１）から（３）までの条件をすべて満たす方

- （１）令和 7（2025）年 4 月 1 日時点で有効な次の教員免許状を有する方（令和 7（2025）年 3 月 31 日までに取得見込を含む。）又は次の資格等を有する方

校種	免許状
小学校	小学校教諭普通免許状
中学校/高等学校 (高等学校の教諭は「中学校/高等学校」として募集します。)	<p><b>【中学校希望者】</b> 受験する教科の中学校教諭普通免許状</p> <p><b>【高等学校希望者】</b> 受験する教科の中学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状（社会の受験者の中で高等学校を希望する場合は「地理歴史」及び「公民」の両方の高等学校教諭普通免許状が必要です。） 高等学校教諭普通免許状だけでは受験できません。</p>
特別支援学校	<p>次の①、②の免許状の両方</p> <p>①特別支援学校教諭普通免許状（視覚障害者教育領域のみの免許状を除く）又は聾学校若しくは養護学校教諭普通免許状</p> <p>②小学校教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状</p>

- （２）地方公務員法第 16 条及び学校教育法 9 条による欠格事項に該当しない方

- （３）川崎市立学校で正規教員又は一般任期付教員として勤務をしていない方（令和 4 年 4 月 1 日に一般任期付教員として任用された方を除く）

### 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入し

### 学校教育法第 9 条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 選考日程、会場、結果通知等

#### (1) 選考実施日及び選考内容

選考の種類	選考内容	選考実施日
小論文	600字以内の論述	令和7(2025)年2月8日(土)
面接	個人面接を実施	令和7(2025)年2月8日(土)、 2月11日(火・祝) のうち教育委員会が指定する1日

#### (2) 選考会場

川崎市役所第3庁舎（川崎市川崎区東田町5-4）

応募者数に応じて会場が変更となる場合があります。

「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」のマイページから受験票をダウンロードし、会場を御確認ください。ダウンロードができるようになりましたら、登録のメールにお知らせします。

#### (3) 選考における加点措置

「校種」に応じて、次表に該当する加点対象者は、申請に基づき総合評価得点（100点満点）に加点（5点）を行います。

校種	加点対象者（条件）
小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校教諭免許状（社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・家庭・英語に限る）を有する人</li> </ul>
中学校/高等学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校教諭免許状又は中学校教諭免許状での応募者のうち、小学校教諭免許状を有する人</li> <li>・ 次の中学校教諭免許状のうち、2教科以上の免許状を有する人（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語）</li> </ul>
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校教諭免許状（視覚障害者教育領域のみの免許状を除く）に併せて、小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状（国語・社会・数学・理科・保健体育・技術・家庭・英語に限る）を有する人</li> <li>・ 特別支援学校教諭免許状（視覚障害者教育領域のみの免許状を除く）に併せて、<u>中学校教諭免許状</u>（音楽・美術に限る）を有する人</li> <li>・ 特別支援学校教諭免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者のすべての教育領域）に併せて、特別支援学校教諭免許状（視覚障害者又は聴覚障害者教育領域）又は<u>特別支援学校自立活動教諭免許状</u>を有する人</li> </ul>

※1 加点対象の免許状については、令和7（2025）年3月31日までに取得見込である場合を含みます。

- ※2 加点の上限は5点とし、複数の条件を満たしていても重複加点はありません。
- (例1) 小学校で、中学校の数学と理科の免許状を所持していても、加点の重複はありません。
- (例2) 中学校で、小学校の免許状と中学校の数学と理科の免許状を所持していても、加点の重複はありません。
- ※3 加点を希望する場合は、「オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)」において「加点希望」の項目で「あり」を選んで申し込んでください。
- ※4 加点を希望する場合は、合格後、当該申請に該当する免許状の原本確認を行います。併せて、該当する免許状の写し(教員免許状の取得見込の場合は取得見込証明書)を提出していただきます。
- ※5 ※4の提出がない場合(免許状取得見込者が令和7(2025)年3月31日までに取得できなかった場合を含む。)には、加点は無効となり、採用候補者名簿に登載されていても、名簿登載を取り消す場合があります。

(4) 選考結果について

令和7年2月下旬に受験者全員に文書で通知を発送します。

また、合格者の受験番号を通知発送日から1週間程度、市ホームページに掲載します。

**名簿登載者発表日時 令和7(2025)年2月下旬**

## 4 採用までの流れ

### (1) 名簿登載から採用までの流れ

- ア 令和7年度川崎市立学校教育児休業代替任期付教員採用候補者名簿に登載された方の中から、市立学校の教員配置枠に応じて採用を行います。
- イ 市立学校における学級数の増減その他の要因により、名簿登載された方が採用にならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ウ イの場合、常勤の臨時的任用教員等として優先的に任用を行います。

### (2) 名簿登載の有効期限

名簿登載の有効期限は、令和8（2026）年3月31日までとします。

### (3) 採用予定日

採用予定日は、原則として令和7（2025）年4月1日付けとなりますが、学校の状況等により、4月2日以降となる場合もあります。

なお、4（1）ウにより臨時的任用教員として採用となる場合も同様です。

### (4) その他

ア 「2 受験資格」は、選考結果の合格・名簿登載後において免許状や該当資格等を確認することができる書類の原本確認及び写しの提出による確認を行います。その際、受験資格を満たすことが確認できなかった場合（教員免許状が取得見込の場合で、令和7（2025）年3月31日までに取得できなかった場合を含む。）は、採用候補者名簿から取消を行います。

イ 任用期間中に、勤務校が変わる場合があります。

## 5 申込手続

申込手続は次に記載のとおりです。よく御確認いただき、お申込みください。

<p>申込方法</p>	<p>「川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験」のホームページにて申込手続の方法をよく確認してから、申請手続を行ってください。</p> <p>※「川崎市ホームページ」から進むには ⇒「川崎市教育委員会」⇒「相談・手続き・職員採用」⇒「採用・募集情報」⇒「川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験」⇒「川崎市立学校育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験のご案内」</p> <p>(URL : <a href="https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000172454.html">https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000172454.html</a>)</p> <p>(1) 電子申請の利用者登録 (※既に登録されている方は省略してください) 「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」を利用するため利用者登録を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者登録は、申込受付期間の前でも可能です。</li> <li>・登録した「メールアドレス」と「パスワード」は忘れないよう控えておいてください。</li> </ul> <p>(2) 受験申込</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」を利用して、受験申込を行います。※ <u>顔写真(縦4：横3)のデータ添付が必要となります。詳細はホームページで確認してください。</u></li> <li>・次に、申請手続が完了し、最後に「申込番号」が表示されることを確認の上、忘れないように控えておいてください。</li> <li>・「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」による申込後、到達メールが送信されます。1時間経過しても到達メールが届かない場合は、電話で教職員人事課まで御連絡ください。</li> </ul> 
<p>申込期間</p>	<p><u>令和6(2024)年12月26日(木)～令和7(2025)年1月26日(日)</u> (受信有効)</p> <p>※受付期間終了後の申込は、受理することができませんので注意してください。 ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがありますので、申請手続は期限に余裕をもって行ってください。 ※使用するパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いません</p>
<p>受験票</p>	<p>受験票は令和7(2025)年2月3日(月)から5日(水)までの間に「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」のマイページからダウンロードできるようになります。ダウンロードができるようになりましたら、登録のメールにお知らせします。</p> <p>受験票を印刷し、試験当日に必ず持参してください。</p>

(注)インターネットに接続可能なパソコン等で申請してください。

「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」は、入力時間に制限(60分)があります。  
あらかじめ、入力項目(教員免許、履歴)等を確認してから入力してください。  
入力の制限時間を超えると強制終了となり、はじめから入力し直す必要があります。  
途中保存しておく、その続きから入力できます。

## 6 当日の持ち物、注意事項等

選考当日の持ち物及び注意事項等は次のとおりです。

### (1) 当日の持ち物

ア 筆記用具及び消しゴム

イ 受験票

※令和7（2025）年2月3日（月）から5日（水）までの間に「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」のマイページからダウンロードできるようになります。印刷して持参してください。

ウ レターパックプラス〔赤〕またはライト〔青〕

（面接選考実施日に、宛先に選考結果通知先を記載してお持ちください。）

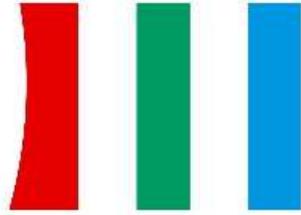
### (2) 注意事項

ア 受験票は「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」のマイページからダウンロードしていただきます。郵送しませんので御注意ください。

イ 選考会場及び日時は受験票に記載してありますので、よく御確認ください。

## 7 勤務条件等

項目	任期付教員	臨時的任用教員
身分	一般職地方公務員	
地方公務員法の適用	有り	有り *一部適用除外有り
条件付採用	任用の日から1年間	なし
年次休暇	20日間(4月採用の場合) *任用初日付与。繰越有り	
特別休暇	夏季休暇、結婚、出産等正規と同等	
育児休業	対象外	
初任給	修士課程修了 約314,000円 大学卒の場合 約292,000円 *地域手当、教職調整額、教員特別手当等を含む。経歴等による加算有り *令和6年4月1日現在。給与改定があった場合はこの限りではありません。	
昇給	有り *人事評価結果に基づき実施	なし *年度ごと等に、経験に基づく加算を行う場合があります。
賞与	期末手当、勤勉手当支給有り *任用初年度の6月期は過去の経歴により支給率が下がる場合があります。	
各種手当	通勤手当、扶養手当、住居手当等 *市の基準により支給されます。	
年金/健康保険	健康保険：公立学校共済組合 年金：公立学校共済組合	健康保険：公立学校共済組合 年金：厚生年金(日本年金機構)
災害補償	地方公務員災害補償法の適用	



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

**川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課**

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3843

FAX 044-200-2869

E-mail 88kyojin@city.kawasaki.jp

URL <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000155005.html>